

アクティビティモニタリングサービス約款 第2.0版

第1章 総則

第1条（サービス利用契約約款の適用）

株式会社NTT ファシリティーズ（以下「当社」といいます。）は、アクティビティモニタリングサービス約款（別紙1「アクティビティモニタリングサービス仕様書」、別紙2「アクティビティモニタリングサービス解約料金算定方法について」および、当社が別途提示する各種マニュアルも含まれます。以下あわせて「本約款」といいます。）を定め、本約款を遵守することを条件として、本約款に定めるサービス利用契約を締結した利用者に対し、アクティビティモニタリングサービスを提供します。

2 当社は、本約款のほか、必要に応じて、利用者または申込者と合意のうえ、特約（以下「特約」といいます。）を定める場合があります。この場合、特約は本約款の一部を構成するものとし、特約に定めのない条件については本約款の定めが適用されるものとし、本約款と特約の定めが異なるときは特約の定めが本約款に優先して適用されるものとします。

3 利用者または申込者がエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社の提供するモバイル端末向けアプリケーション「tocoto（トコト）」（以下「tocoto（トコト）」といいます。）の使用を同意して本サービスを利用する場合には、アクティモニサインオンアプリは提供しないこととします。また、「tocoto（トコト）」とそのサービスを提供しているプラットフォームに起因して生じた当社の債務不履行または利用者の不利益もしくは損害につき、当社は一切の責任を負わないものとします。

第2条（定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	・当社が本約款に基づき利用者に提供する「アクティビティモニタリングサービス」のことを指し、Connectedx Platform とアクティモニサインオンアプリとアクティモニアプリを用いたサービスです。その内容については、 第16条（本サービスの内容） のとおりとします。
サービス利用契約	本約款に基づき当社と利用者との間に成立する、当社が本サービスの利用を許諾する契約です。
申込者	本サービスの利用を希望する者（法人）です。
利用者	本約款に基づき、当社とサービス利用契約を締結し、本サービスの利用許諾を受けた者（法人）です。

サービス契約管理責任者	利用者の中から指名される、本サービスの利用または利用者設備の環境設定・維持等に関する責任者であり、本サービスに関する通知・連絡事項に関する、当社との連絡窓口となる者です。
アプリ使用者	利用者の役員、従業員または利用者が使用を許可した個人であり、本サービスのスマートフォン用アプリケーション（以下「アクティモニサインオンアプリとアクティモニアプリ」といいます。）を使用する者です。
管理者向け機能使用者	利用者の役員または従業員であり、本サービスにて提供する働き方レポート（管理者向け）機能（Web/PC 機能）を使用する者です。
アクティモニアプリ	「アクティビティモニタリングサービス」のサービスを、スマホ利用し提供するアプリです。
アクティモニサインオンアプリ	アクティモニアプリにログインする際に必要となるアプリです。
有償サポート	本サービスで提供する有償となるサポートメニューのことで、申込は任意となります。詳細は別紙1「アクティビティモニタリングサービス仕様書」のとおりです。
ビル	利用者が入居するビルのことです。
位置情報取得フロア	アプリ使用者の位置情報取得を行うビルにおけるフロアのことです。
ビーコン	基本機能としてアクティモニアプリで提供する機能において、位置情報を用いた機能を提供するにあたり、アプリ使用者の位置情報を取得するための機器のことです。給電に必要なアダプタも含まれます。
利用者設備	本サービスの提供を受けるため、利用者が保有、設置している、電気通信回線、コンピュータ、電気通信設備（スマホ、Wifi ルータ等）その他の設備（建物および什器を含みます。）および機器（コンセント等）、ならびに利用者が使用するソフトウェアです。
本サービス用設備	本サービスを提供するため、当社が設置する、電気通信回線、コンピュータ、電気通信設備その他の設備および機器（ビーコン）、ならびに本サービスを提供するために当社が使用するソフトウェアです。
利用料金	本サービスを利用することで発生する料金のことで、利用者が当社に対して支払います。
消費税等相当額	消費税法および同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他、利用者が支払に際して

	負担すべき公租公課です。
Connectedx Platform	データを収集・蓄積・分析等を可能とするプラットフォーム（クラウド）です。

第3条（通知）

当社から利用者または申込者への通知は、サービス利用契約に別段の定めがある場合を除き、当社が適切と判断する方法（電子メール、書面または当社のホームページへの掲載等を含みます。）により行います。

2 前項に基づき、当社から利用者または申込者に対して行う通知は、サービス利用契約に別段の定めがある場合を除き、当社から発信された時点（ホームページへの掲載の場合は、掲載がなされた時点）から効力を生じるものとします。

3 サービス契約管理責任者は、当社からのアプリ使用者および管理者向け機能使用者に関するアクティモニアプリおよびアクティモニサインオンアプリの全部または一部の提供の中止計画に関する通知、アクティモニアプリおよびアクティモニサインオンアプリの廃止に関する通知、アクティモニアプリ使用規約およびアクティモニサインオン使用規約変更に関する通知、およびその他の通知をアプリ使用者および管理者向け機能使用者に対して遅滞なく通知するものとします。

4 前項に定める、サービス契約管理責任者からのアプリ使用者および管理者向け機能使用者への通知に係る、懈怠、内容誤り、内容の事実との相違、遅延、不到達、およびその他これらに類する事由に起因したまたは関連して生じた、当社の債務不履行または利用者の不利益もしくは損害につき、当社は一切の責任を負わないものとします。

第4条（本約款の変更）

当社は、30営業日（当社の営業日によるものとし、以下同じとします。）の予告期間において利用者に本約款を変更する旨、その変更の内容および効力の発生日（以下「効力発生日」といいます。）を通知することにより、本約款を随時変更できるものとします。なお、本約款は当社ホームページ上に掲載されるものを最新版として扱うものとします。

2 前項にかかわらず、当社が本約款の変更内容について利用者等の不利益にならないと判断した場合には、当社は本約款を随時変更することができるものとします。

3 第1項または前項に従い本約款を変更する場合、利用料金、[第13条（利用者からのサービス利用契約の解約）](#)第3項に定める解約料金、および同条第4項に定める解約料金（以下あわせて「利用料金等」といいます。）またはその他の提供条件は、変更後の約款を適用するものとします。

4 利用者が本約款の変更について不服がある場合、サービス利用契約を解約することができるものとします。この場合、利用者は、効力発生日の20営業日前までに、[第13条（利用者からのサービス利用契約の解約）](#)の定めに基づいて解約手続を行うものとします。

第2章 サービス利用契約

第5条（サービス利用契約の締結等）

当社は、利用者ごとにサービス利用契約を締結するものとし、利用者は、当該サービス利用契約に基づいて本サービスを利用できるものとします。

2 サービス利用契約は、本サービスの申込者が、当社所定のサービス利用申込書（以下「サービス利用申込書」といいます。）を「新規利用」として当社に提出し、当社がこれに対し、当社所定の方法による承諾通知（以下「承諾通知」といいます。）を発信したときに成立するものとします。なお、申込者は本約款の内容を承諾のうえ、係る申込みを行うものとし、本サービスの申込者が申込みを行った時点で、当社は、申込者が本約款の内容を承諾しているものとみなします。

3 申込者は、本サービスの利用申込の際、サービス利用申込書上の必須事項すべてを記載するとともに、正当な権限を有する者による記名押印または署名をする必要があります。

4 申込者は、当社に提出する情報または書面に個人情報（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）第2条第1項に定める「個人情報」をいい、以下同じとします。）を記載する場合、当社に個人情報を提供することについて、本人の同意を得たうえで記載するものとします。

5 申込者は、利用申込時その他事後において当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの利用申込（利用変更申込も含まれます。）、利用の継続、およびサービス利用契約の継続のための必須の要件であることを確認します。

6 利用変更契約とは、締結済みで現に有効なサービス利用契約の変更を利用者が申し出て、それを当社が承諾することにより成立する契約であり、利用者が、サービス利用申込書を「変更」として当社に提出し、当社がこれに対し、当社所定の方法による承諾通知を発信したときに成立するものとします。また利用変更契約の開始日は、当社が当社所定の方法により別途通知するものとします。なお、第2項なお書きから第5項の定めは、利用変更契約に係る申込においても適用されるものとします。

7 有償サポート契約とは、締結済みで現に有効なサービス利用契約に対し、利用者が有償サポートを申し込み、それを当社が承諾することにより成立する、サービス利用契約の一部であり、利用者が、有償サポート申込書を提出し、当社がこれに対し、有償サポート申込書等の当社所定の方法による承諾通知を発信したときに成立するものとします。また、有償サポートの詳細については、別紙1「アクティビティモニタリングサービス仕様書」に記載のとおりとします。なお、第2項なお書きから第5項の定めは、有償サポート契約に係る申込においても適用されるものとします。

8 当社は、前各項その他本約款の他の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するとき、サービス利用契約または利用変更契約を締結しない場合があります。

(1) 利用者が、本約款に同意できない場合

(2) 申込者または利用者が、過去に、債務の不履行、本約款に違反する行為、その他第三者に迷惑を及ぼす等の事由により、サービス利用契約を解除または解約されたことがある場

合

(3)利用者が、将来に、債務の不履行、本約款に違反する行為、その他第三者に迷惑を及ぼす等の蓋然性が高いと当社が判断した場合

(4)利用者が、[第40条\(反社会勢力の排除\)](#)第1項各号のいずれかに該当する場合、または同条第2項第2号に掲げる行為をした場合

(5)サービス利用申込書に、内容の誤り、内容の事実との相違、虚偽等の記載があった場合

(6)本サービスを提供することを含め、利用者による申込内容を実現することが、技術上、業務遂行上、またはその他の理由から、困難と当社が判断した場合

(7)その他、利用者からの申込が不適当と当社が判断した場合

9 当社は、前項に基づき、サービス利用契約、利用変更契約または有償サポート契約を締結しない場合には、その旨を当社所定の方法により通知するものとします。

10 利用者は、当社が承諾通知を発信するまでの間いつでも、当社に通知することにより、何らの負担を要することなく、本条に基づく申込を撤回することができるものとします。

第6条(契約期間)

サービス利用契約の契約期間(以下「契約期間」といいます。)は、承諾通知に記載の導入開始日(以下「導入開始日」といいます。)から開始するものとし、[第13条\(利用者からのサービス利用契約の解約\)](#)に従いサービス利用契約が終了するまでとします。

2 契約期間のうち、導入開始日から当社が別途提示するサービス利用開始日通知書(以下「サービス利用開始日通知書」といいます。)に記載の利用開始日(以下「利用開始日」といいます。)の前日までの期間を導入期間(以下「導入期間」といいます。)とし、当社にて利用者が本サービスを利用するための準備を行います。なお、利用者は、導入期間に、本サービスを利用することはできません。

3 導入期間において、利用者は、当社が別途提示するアクティビティモニタリング利用料金通知書(以下「料金通知書」といいます。)に記載の月額利用料金(以下「月額利用料金」といいます。)に対する支払い義務を負いません。ただし、料金通知書に記載の初期設定料金(以下「初期設定料金」といいます。)については、利用者が、導入期間に本サービス利用契約を解約するまたは解約しないにかかわらず、支払い義務を負います。なお、初期設定料金の請求および支払については、[第22条\(利用料金等の請求および支払\)](#)のとおりとします。

4 契約期間のうち、利用開始日から第1項に定める契約期間の終期までの期間を利用期間とします。ただし、利用期間の最低利用期間(以下「最低利用期間」といいます。)は利用開始日の属する月を1ヶ月目とし12ヶ月間とします。この最低利用期間は位置情報取得フロアの面積が6000m²未満のサービス利用契約に適用するものとし、位置情報取得フロアの面積が6000平米以上のサービス利用契約における最低利用期間は、利用開始日の属する月を1ヵ月目とし24ヶ月間とします。

5 利用者が有償サポートを申し込んだ場合、有償サポート契約の契約期間(以下「有償サ

ポート契約期間」といいます。)は、有償サポート申込請書のとおりとします。

第7条 (利用者からの通知)

利用者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所連絡先、その他サービス利用申込書の利用者に係る内容、サービス利用申込書のサービス契約管理責任者に係る内容、または、サービス利用申込書の請求先情報に係る内容に変更がある場合、当社に対して当社所定の書面にて変更予定日の20営業日前までに通知するものとします。

2 利用者からの前項の通知に係る、懈怠、内容誤り、内容の事実との相違、遅延、不到達その他これらに類する事由に起因しまたは関連して生じた、当社の債務不履行または利用者の不利益もしくは損害につき、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8条 (サービス契約管理責任者)

利用者は、本サービスの利用に際し、サービス契約管理責任者を1名定め、サービス利用申込書に記載して当社へ通知し、サービス利用契約成立後もなお、これらを継続して設置するものとします。

2 サービス契約管理責任者は、当社からの通知内容について、自らの負担と責任において、利用者のアプリ使用者および管理者向け機能使用者等に周知するものとします。

3 利用者は、サービス契約管理責任者の地位および権限を、利用者以外の第三者に対して譲渡または貸与してはならないものとします。

4 利用者が本約款に定めるサービス契約管理責任者に関する定めを遵守しなかったことまたは遵守が不十分だったことに起因しまたは関連して生じた利用者および第三者の損害について、当社は一切の責任を負わないものとし、また、これらに起因しまたは関連して当社が損害を被ったときは、利用者はその損害を賠償しなければならないものとします。

第9条 (ユーザーIDおよびパスワード)

当社は、サービス利用契約成立後、利用者に対し、ユーザーIDおよびパスワードを提供するものとします。なお、ユーザーIDおよびパスワードの提供方法については、当社が別途提示する各種マニュアルのとおりとします。

2 ユーザーIDおよびパスワードの提供に際し、当社は、利用者経由でアプリ使用者および管理者向け機能使用者の個人情報を収集および利用します。なお、利用者経由での収集方法については、当社が別途提示するマニュアルのとおりとします。

3 利用者経由で収集および利用するアプリ使用者および管理者向け機能使用者の個人情報の取り扱いは[第33条 \(個人情報の取り扱い\)](#)のとおりとします。なお、利用者が当社へアプリ使用者および管理者向け機能使用者の個人情報を提供する際は、利用者にて、アプリ使用者および管理者向け機能使用者に対し、本約款に基づき当社へ個人情報を提供することを同意させるものとします。

4 利用者、アプリ使用者および管理者向け機能使用者は、ユーザーIDおよびパスワードを、

第三者に対し、開示、貸与、共有、譲渡、名義変更、売買または質入等しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（ユーザーID およびパスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。

5 ユーザーID およびパスワードにつき、管理不備（前項に定める禁止事項の違反、漏洩、紛失、忘却、盗難、覚え違い、ユーザーID およびパスワードの適宜変更の失念を含みますが、これらに限りません。以下同じとします。）、使用上の過誤または第三者による使用等があった場合、利用者は、直ちにその旨を当社に通知し、当社から指示がある場合には、これに従うものとします。

6 ユーザーID およびパスワードに関する管理不備、使用上の過誤または第三者による使用等により利用者、アプリ利用者および管理者向け機能利用者または第三者が損害を被った場合、利用者は、自らの負担と責任においてその解決を図るものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

7 ユーザーID およびパスワードに関する管理不備、使用上の過誤または第三者による使用等により当社が損害を被った場合、利用者は、その損害を賠償するものとします。

8 当社は、利用者、アプリ利用者および管理者向け機能利用者のユーザーID およびパスワードを用いた本サービスの利用その他の行為は、すべてその利用者によるものとみなすものとし、利用者は、係る利用その他の行為に起因して生じた利用料金等の支払その他の債務を負担するものとします。なお係る利用その他の行為により当社が損害を被った場合、それが当社の責めに帰すべき場合を除き、利用者はその損害を賠償するものとします。

第10条（本サービスの提供の一時的な中断）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者への事前の通知または利用者からの承諾を要することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時的に中断する場合があります。

(1) 本サービス用設備への予測不能なアクセスの集中により、本サービス用設備が動作不良または動作停止となった場合

(2) 本サービス用設備に係る、事故、破損、故障、不具合、不通、不良、不作動、動作遅延等（以下これらを総称して「障害」といいます。）、警告等により緊急に、保守、点検、工事、改修、バージョンアップ、権利関係の確認等を行う場合

(3) Connectedx Platform およびアクティモニサインオンアプリで用いる設備に係る障害、警告等により緊急に、保守、点検、工事、改修、バージョンアップ、権利関係の確認等を行う場合

(4) 電気通信事業者、電気事業者、その他のインフラ供給事業者の提供するインフラが当社への事前の通知等なく中断し、それが本サービスの運営または提供に係る場合

(5) 運用上または技術上等のやむを得ない理由により、緊急に中断するべき事態が生じた場合

(6) 天災地変等当社の責めに帰すことができない事由により、本サービスを提供することが

困難な場合

(7)本サービスが第三者の知的財産権等を侵害または侵害するおそれがある場合

(8)前各号のほか、本サービスの提供または利用に支障が発生または発生するおそれがあると当社が判断した場合

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に通知のうえ、本サービスの全部または一部の提供を一時的に中断する場合があります。

(1)本サービス用設備に係る、定期的または不定期的であるが事前の通知が可能な、保守、点検、工事、改修、バージョンアップ、権利関係の確認等を行う場合

(2)電気通信事業者、電気事業者、その他のインフラ供給事業者の提供するインフラが将来において中断する旨の連絡を当社が受けた場合

(3)Connectedx Platform およびアクティビティサインオンアプリに係る、定期的または不定期的であるが事前の通知が可能な、保守、点検、工事、改修、バージョンアップ、権利関係の確認等を行う場合

(4)その他、運用上または技術上等のやむを得ない理由により、将来において中断すべき事態が生じた場合

3 第1項または前項に該当する場合、当社は利用者に対し、速やかに、第1項の場合は把握しうる範囲での中断期間を、前項の場合は中断開始時期および中断解消時期を、通知するものとします。

4 第1項または第2項により本サービスを提供できなかったことに起因または関連して利用者または第三者が不利益または損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

5 第1項または第2項に基づく本サービスの提供が中断している場合であっても、利用者の利用料金等の支払義務は消滅せず、中断に伴う利用料金等の変更、控除、返還等を行われぬものとします。

第11条（本サービスの提供停止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者への事前の通知または催告を要することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止し、当該事由が解消するまでの間、その停止を継続する場合があります。

(1)利用者が[第14条（当社からのサービス利用契約の解約）](#)第1項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合

(2)利用者が、当社または第三者の知的財産権等を侵害した場合

(3)利用者の責めに帰すべき事由によりサービス利用契約を継続し難い重大な事由が発生したとき、またはサービス提供の停止をすることが適切であると当社が判断した場合

(4)利用者が、利用料金等を支払期日までに支払わなかった場合

2 前項のいずれかの事由により本サービスを提供できなかったことに起因または関連して利用者または第三者が不利益または損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を

負わないものとしします。

3 利用者は、第1項のいずれかの事由により当社が損害を被った場合、当社に対し、その損害を賠償するものとしします。

4 第1項に基づきサービスの提供が停止している場合であっても、利用者の利用料金等の支払義務は消滅せず、停止に伴う利用料金等の変更、控除、返還等を行われないものとしします。

第12条（本サービスの廃止）

当社は、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとしします。その場合、当社は利用者に対し、本サービスを廃止する日（以下「廃止日」といいます。）の75日前までに、書面によりその旨を通知するものとしします。ただし、緊急またはやむを得ない事情がある場合、当該通知の予告期間を短縮または当該通知を事後に実施することができるものとしします。

2 本サービスの全部が廃止された場合、または、一部が廃止されサービス利用契約を継続することが困難と当社が判断した場合、廃止日をもってサービス利用契約は自動的に解約となります。

3 利用者は、第1項および前項に定める通知の内容をアプリ利用者および管理者向け機能利用者に対して遅延なく周知するものとしします。

4 本条に基づいてサービス利用契約が解約となった場合、廃止日とその日の属する月の末日になる場合のみ、当社は、当該廃止日の属する月までの利用料金等について請求するものとしします。

5 本条に基づいて本サービスを廃止することに起因または関連して利用者および第三者が不利益または損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとしします。

第13条（利用者からのサービス利用契約の解約）

利用者は、解約希望日の45営業日前までに、解約申込書を当社に提出することにより、解約希望日をもってサービス利用契約を解約することができるものとしします。なお、解約希望日の記載のない場合もしくは解約希望日が不明瞭な場合、または解約申込書が当社に到達した日から解約希望日までの期間が45営業日未満の場合、当該解約申込書が当社に到達した日より45営業日後を利用者の解約希望日とみなします。

2 当社は、利用者からの前項の解約申込書の受領後、利用者に対して承諾通知を発信し、速やかに解約に伴う処理を実施するものとしします。なお、解約の際に、解約料金が発生する場合があります、その条件については、次項および第4項のとおりとしします（以下、いずれの条件において発生する解約料金も「解約料金」としします。）。

3 利用者が、導入期間に、サービス利用契約を解約する場合、解約料金が発生します。なお、解約料金が発生した場合、当社は別途、当該解約料金を記載した解約料金通知書（以下「解約料金通知書」といいます。）を利用者に提示し、利用者はその支払義務を負

うものとしてします。

- 4 利用者が、最低利用期間に、サービス利用契約を解約する場合、解約料金が発生します。なお、解約料金が発生した場合、当社は別途、解約料金通知書を利用者に提示し、利用者はその支払義務を負うものとしてします。
- 5 サービス利用契約の解約後に、利用者が改めてサービス利用契約を締結した場合であっても、すでに解約となったサービス利用契約における、当該利用者の各種データを継続して利用することはできません。
- 6 有償サポート契約を、利用者が経済事情の変化その他の事由により、解約する必要がある場合、当社に対して、解約する日の25営業日前までに、書面により通知し、当社がこれに対して承諾通知を発信することにより、有償サポート契約の全部または一部を解約することができます。ただし、有償サポート契約期間の残余の期間が25営業日を下回っていた場合、解約できないものとしてします。
- 7 利用者が、前項により有償サポート契約を解約する場合、当社は、解約の日までに実施した有償サポートの完了部分を利用者に報告するものとし、利用者は、当社に対して、当該完了部分の出来高に応じた対価を支払うものとしてします。なお、当社は、有償サポートの利用料金（以下「有償サポート利用料金」といいます。）に対して有償サポートにおける当該完了部分の割合を乗じて得た額、または当該完了部分を実施するために当社が要した費用に基づき、当該対価の額を算定するものとしてします。
- 8 利用者が、第6項により有償サポート契約を解約する場合、当社は、それに起因して利用者に生じた損害について、責任を一切負わないものとしてします。
- 9 アプリ使用者が「tocoto（トコト）」を利用中止した場合は、本サービスも同時に利用できなくなります。利用者が「tocoto（トコト）」を利用中止する場合は本約款に従って本サービスの解約手続きを行うものとしてします。

第14条（当社からのサービス利用契約の解約）

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用者への事前の通知または利用者からの承諾を要することなく、サービス利用契約の全部または一部を解約することができるものとしてします。

- (1) 支払停止または支払不能となった場合
- (2) 手形または小切手が不渡りとなった場合
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあった場合、または、租税滞納処分を受けた場合
- (4) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあった場合、または、清算に入った等信用状態に不安が生じた場合
- (5) 監督官庁から営業許可の取消、停止、もしくは営業登録の取消等の処分を受けた場合、または、転廃業しようとした場合

- (6) 解散、合併、分割、減資、または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡等の決議をしようとした場合、または利用者に係る経営の実質的な支配権の変更が生じた場合
- (7) 前各号のほか、利用者の信用状態に重大な変化が生じた場合
- (8) 利用者および利用者の役員が、[第 40 条 \(反社会勢力の排除\)](#) 第 1 項各号のいずれかに該当する場合、または同条第 2 項第 2 号に掲げる行為をした場合
- (9) サービス利用契約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合
- (10) その他前各号に準ずるようなサービス利用契約を継続しがたい重大な事態が生じた場合
- (11) 「tocoto (トコト)」の利用中止にともない本サービスの解約を行わなかった場合

2 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、事前に通知（ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。）のうえ、サービス利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

- (1) サービス利用申込書その他の通知内容等に、内容の誤り、内容の事実との相違、虚偽等の記載があった場合
- (2) サービス利用契約に違反し、当社から係る違反の是正を催告してもなお相当期間内には是正されない場合（なお、係る催告は、本項本文の事前の通知を兼ねるものとします。）
- (3) 正当な理由なくサービス利用契約に係る債務を履行しない場合（利用料金等の不払いを含みますが、これに限りません。）
- (4) 本サービスについて当社が禁止する事項を行った場合

3 当社は、[第 11 条 \(本サービスの提供停止\)](#) 第 1 項に基づき本サービスの提供を停止し（同条第 1 項第 1 号を除きます。）、当該停止の日から 30 営業日を超えてもなおその停止の原因となった事由が解消されない場合、事前に通知（ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。）のうえ、サービス利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

4 利用者は、前各項のいずれかの事由に該当したことにより、サービス利用契約の全部または一部を当社から解約された場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当社から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに一括して弁済しなければならないものとします。

5 当社からサービス利用契約を解約された場合、利用者は解約日の属する月までの利用料金等の支払義務を負うものとします。なお、解約日が月の途中であっても、日割り等はいりません。

6 本条に基づき当社がサービス利用契約の全部または一部を解約する（した）ことに起因して、利用者と第三者との間で生ずる紛争等に関しては、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 15 条 (契約終了後の処理)

利用者は、サービス利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供

を受けたすべての機器、ソフトウェアおよび本サービスに関する資料等（資料等の全部または一部の複製物および改変物を含みます。）について、契約期間満了後直ちに当社の指示に従って当社へ返還し、廃棄し、記録媒体から抹消し、または当社の指示に従った処置を行うものとし、また、当社と利用者の間に別段の書面による合意がある場合を除き、一切保存しないものとし、また、

2 前項に定める機器等のうち、特にビーコンおよびアダプタについては、当社が回収します。その際、利用者は、速やかに当社が当該本サービス用設備を回収できるように協力するものとし、また、回収した当該ビーコン等の機器数量が導入期間に設置した数量に対して不足していた場合、利用者は不足分の費用を負担するものとし、また、

第3章 本サービス

第16条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、別紙1「アクティビティモニタリングサービス仕様書」に記載のとおりとし、本サービスを利用する際の操作方法等は、当社が別途提示する各種マニュアルのとおりとし、また、

2 利用者は、サービス利用契約に基づいて本サービスを利用することができるものとし、また、

3 別紙1「アクティビティモニタリングサービス仕様書」または当社が別途提示する各種マニュアルと現に提供されている本サービスとの間に差異がある場合、現に提供されている本サービスが優先となります。また、

4 当社は、本サービスの内容の変更を伴わないと判断した場合、利用者への事前の通知または利用者の承諾を別途要することなく、自己の裁量により各種マニュアルの内容を変更（追加および削除を含みます）することができるものとし、また、

第17条（データの取り扱い）

当社は、本サービスの提供、維持、管理を行う目的で、データを、当社の定める周期でバックアップするものとし、一定期間を保持するものとし、そのデータに破損、エラー、不具合等があった場合、その内容の正確性、完全性、正常状態へのリカバリー等は保証の限りではなく、かつ、それらに起因し、または関連する不利益もしくは損害については、その請求原因を問わず、当社は一切の責任を負わないものとし、また、

2 当社は、サービス利用契約が解約された場合、前項の定めにかかわらず、該当の契約に関するデータをサービス利用契約の解約日の翌日以降速やかに削除することとし、また、

3 本条に基づきデータを削除したことにより利用者に発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとし、また、

第18条（本サービスの提供区域と言語）

本サービスの提供区域は、サービス利用契約に別段の定めがある場合を除き、日本国内に

限定されるものとします。

2 本サービスの提供言語は日本語に限定されるものとします。

第 19 条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は、再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、[第 32 条（秘密情報の取り扱い）](#) および [第 33 条（個人情報の取り扱い）](#) のほか当該再委託業務遂行について当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 4 章 利用料金

第 20 条（本サービスの料金プラン）

本サービスでは、利用者が利用できるサービス内容等に応じた、料金プランが存在します。各料金は、別途見積にて提示するものとします。

第 21 条（本サービスの利用料金および算定方法等）

本サービスの利用料金および算定方法等は、料金通知書のとおりとし、暦月単位に算定するものとします。ただし、有償サポートの利用料金および算定方法等は、有償サポート申込請書のとおりとします。

2 サービス利用開始日が暦月の途中（サービス利用開始日が月の初日である場合を含まない。）である場合、サービス利用開始日からサービス利用開始日が属する月の末日までの日数に応じて、月額利用料金を暦月の日数で除した値により日割計算します。なお、サービスの利用開始日の利用時間が 1 日（24 時間）に満たない場合でも 1 日とみなします。ただし、サービス利用の終了においては、サービス利用の終了日が暦月の途中（サービス利用の終了日が月の最終日である場合を含まない。）であっても、当該月の月額利用料金は日割計算しないものとします。

第 22 条（利用料金等の請求および支払）

当社（当社が回収代行を依頼した会社を含み、以下本条において同じとします。）は、毎月、本サービスを利用した月の翌月 10 日までに、料金通知書に基づき本サービスの利用料金を算定し、これに係る消費税等相当額を合算した額を、速やかに当社所定の方法（以下「請求通知書等」といいます。）により利用者に請求するものとします。なお、消費税等相当額に 1 円未満の端数があるときは、その端数額は切り捨てるものとします。

2 利用者は、当社からの毎月の請求通知書等に基づき、次条（利用料金等の支払方法）に定める支払方法に従い、本サービスの利用料金等を当社に毎月支払うものとします。なお、本サービスに係る利用料金等は、暦月単位での支払となります。

3 利用者は、[第 10 条（本サービスの提供の一時的な中断）](#)、[第 11 条（本サービスの提供停](#)

止)、およびその他の事由により本サービスを利用できない状態となった場合であっても、サービス利用期間中の利用料金およびこれに係る消費税等相当額を当社に支払うものとします。ただし、本サービスの利用において、当社の責めに帰すべき事由により利用者が本サービスを全く利用することができない状態（以下「利用不能」といいます。）が、当社が利用不能を認知してから24時間以上継続した場合、利用不能の日数（24時間ごとに日数を計算するものとし、24時間未満の部分については日数に算入しないものとします。）に対応するサービスの利用料金およびこれに係る消費税等相当額については、この限りではありません。

4 当社は、有償サポート申込書に基づき、有償サポートの料金を算定し、これに係る消費税等相当額を合算した額を、請求通知書等により利用者に請求するものとします。なお、消費税等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数額は切り捨てるものとします。

5 当社は、第13条（利用者からのサービス利用契約の解約）第3項または同条第4項の定めのとおり、解約料金通知書に基づき、解約料金を算定し、これに係る消費税等相当額を合算した額を、請求通知書等により利用者に請求するものとします。なお、消費税等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数額は切り捨てるものとします。

6 当社は、第15条（契約終了後の処理）第2項の定めのとおり、不足したビーコンとアダプタの費用を請求通知書等により利用者に請求するものとします。

7 利用者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は第11条（本サービスの提供停止）の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

8 利用者は、サービス利用契約に別段の定めがある場合を除き、サービス利用契約の終了後においても、サービス利用期間中に係る利用者の一切の未払いの本サービスに係る利用料金等の支払債務その他債務がある場合にはこれを履行するものとし、履行されるまでの間、それらの債務は消滅しません。

9 当社は、本約款に基づき利用者が既に支払った利用料金等がある場合、サービス利用契約に別段の定めがある場合を除き、その理由の如何を問わず返還しません。

第23条（利用料金等の支払方法）

利用者は、本サービスの利用料金等を、請求通知書等の到着した日の属する月の翌月末日（当日が金融機関の休業日にあたる場合は、その直前の営業日とする。）までに、当社の指定する金融機関口座への振り込みその他当社の指定する方法により支払うものとします。なお、振込手数料その他の費用は、利用者の負担とします。

第24条（遅延利息）

利用者が、本サービスに基づく金銭債務を、前条（利用料金等の支払方法）に定める期日（以下「支払期日」といいます。）が過ぎてもなお履行しない場合、利用者は、支払期日の翌日から支払を完了した日までの日数に応じ、支払を遅延している金額（消費税等相当額を除く）に対して、**年6%**の利率で計算した金額を遅延利息として支払うものとします。なお、

その際、計算した遅延利息の額に1円未満の端数があるときは、その額は切り捨てるものとします。

2 前項の遅延利息の支払方法等は前条（利用料金等の支払方法）に準じるものとします。

第5章 利用者の義務

第25条（利用者の義務）

利用者は、サービス利用契約に従って、現状有姿のまま、本サービスを利用するものとします。

2 利用者は、本サービスをアプリ使用者および管理者向け機能使用者以外の第三者に対して利用させてはならないものとします。これに反した場合、当該第三者の行為は、利用者の行為とみなし、また、利用者は当社に対して係る行為の責任を負うものとします。

第26条（自己責任の原則）

利用者による本サービスの選択、導入、使用、使用結果については利用者の責任とします。

2 本サービスの利用にあたり、利用者の責めに帰すべき事由により第三者との間で紛争や損害を生じ、または、第三者からクレーム等の請求がなされるかもしくは第三者にそれをなす場合、利用者は、自らの負担と責任をもって処理、解決するものとします。なお、利用者間での紛争、利用者内部における紛争、損害の発生およびクレーム等の請求についても同様とします。

3 本サービスの利用にあたり、利用者の責めに帰すべき事由で、当社と第三者との間に紛争もしくは損害を生じさせ、または、第三者から当社へのクレーム等の請求を生じさせるかもしくは当社から第三者にそれをなさしめた場合、利用者は、自らの負担と責任をもって、当社に代わって、これらを処理、解決するものとし、当社に対して一切の迷惑をかけるものとはしません。

4 本サービスの利用にあたり、利用者の責めに帰すべき事由で、利用者が、当社または第三者に不利益または損害を与えた場合、利用者は、その賠償を行うものとします。

5 利用者は、本サービスにより提供された計測位置情報に誤差が生じることを理解の上、本サービスに基づいて行った一切の判断及びその結果については、自己の責任によるものであることを理解の上、本サービスを利用します。

第27条（本サービス利用のための利用者の設備等の設定・維持）

利用者は、自らの負担と責任において、当社所定の条件にて、利用者設備その他本サービスの利用にあたり利用者が管理する設備等の設定・維持を実施するものとします。

2 当社は、前項の利用者設備その他本サービスの利用にあたり利用者が管理する設備等に関して生じた不利益、不具合、紛争、損害等について、一切の責任を負わないものとします。

3 当社の責任外の要因において利用者設備に性能問題等が発生した場合には、利用者にて追加機器の調達が必要となる場合があります。

第 28 条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用に関して、以下の各号の行為を、作為、不作為を問わず、行わないものとします。

- (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容または本サービスにより利用しうる情報を改ざんもしくは消去し、または不正利用する行為
- (3) サービス利用契約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 第三者、当社、および本サービスを差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (6) 犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
- (7) わいせつ、ポルノまたは虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
- (8) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または提供する行為
- (10) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (11) 虚偽の申告をする行為
- (12) 第三者の設備等または本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (13) 本サービスの機能解析、ソフトウェア、アプリケーションまたはシステムの構成分析、技術調査、改変等、本サービスの利用以外の目的のために本サービスを利用する行為
- (14) 本サービスにおいて当社が提供するコンテンツ、その他本サービスに係る資料等の第三者に対する配布、販売、再販売、またはこれに類する行為
- (15) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為
- (16) サービス利用契約およびその他当社が提示する条件に違反しまたは違反するおそれのある行為
- (17) その他、当社が不適切と判断する行為

2 利用者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

3 当社は、本サービスの利用にあたり、利用者の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものであることまたは利用者の提供した情報が第 1 項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、利用者の行為、利用者が提供もしくは伝送する（利用者の利用とみなされる場合も含みます。）データおよび情報等を監視する義務を負うものではあ

りません。

4 利用者が第1項各号のいずれかに該当する行為により第三者に与えた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

5 利用者が第1項各号のいずれかに該当する行為により当社に損害を与えた場合、利用者は、当社に生じた損害を賠償するものとします。

第6章 当社の義務等

第29条（善管注意義務）

当社は、利用者による本サービスのサービス利用期間中、善良な管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、サービス利用契約に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

第30条（本サービス利用のための環境維持）

当社は、本サービス利用のための環境維持に努めるものとします。

2 当社は、本サービス利用のための環境を維持するために必要であると判断した場合に、利用者設備、各種データ等について、監査、監視、分析、調査等を実施する場合があります。ただし、本項は、当社が当該行為を実施する義務があることを意味するものではありません。

第31条（本サービス用設備等の障害等）

当社は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、遅滞なく利用者への旨を通知するものとします。

2 当社は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なくその修理または復旧に努めるものとします。

3 当社は、本サービス用設備のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。

4 前各項のほか、本サービスに障害が発生したときは、利用者および当社は、それぞれ遅滞なく相手方に通知するものとします。なお、本サービスの障害により、当社からの要請がある場合は、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえで、利用者は当該対応措置を実施するものとします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

第32条（秘密情報の取り扱い）

利用者および当社は、サービス利用契約に基づいて知り得た次の各号に定める相手方の秘密情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として保持し、相手方の書面による承諾なくしていかなる第三者にも開示または漏洩しないものとします。

(1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、写真、フィルム、その他関係資料等の書面

または電子媒体により開示される情報

(2) 秘密である旨を告知されたうえで、口頭、その他書面または電子媒体以外の方法により開示された情報であって当該開示後 10 営業日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により通知されるもの

2 前項の定めにかかわらず、特に定めがない限り次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報と取り扱わないものとします。

(1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

(2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

(4) サービス利用契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

(5) 本条に従った指定、範囲の特定または秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

3 本条の定めにかかわらず、利用者および当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、利用者および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。

4 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

5 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービスの遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービスの遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下「資料等」といいます。本条において以下同じとします。）を複製または改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、利用者および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービスの遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。

6 第 1 項から第 4 項の定めにかかわらず、当社が必要と認めた場合には、[第 19 条（再委託）](#)に定める再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、当社は、再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

7 秘密情報の提供を受けた当事者は、サービス利用契約が終了したときまたは相手方の要請があったときは、資料等（第 5 項に基づき相手方の承諾を得て複製等した秘密情報を含みます。）を破棄するものとし、秘密情報が利用者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合は、これに対して当社が適正と判断する処置を行うものとします。

8 当社および利用者は、秘密情報の全部または一部を故意もしくは重大な過失を伴って不当な開示、提供、紛失、漏洩、棄損等した場合または本サービスの遂行目的の範囲を超えて

利用、提供した場合、相手方に対して差し止め、損害賠償およびその回復に向けた必要な措置を合理的な範囲で請求できるものとします。

9 前項に定める損害賠償の範囲は、直接かつ通常生ずべき損害のみとし、特別損害、間接損害および逸失利益等については免責されるものとします。

10 本条の定めは、サービス利用契約終了日の翌日から 3 年間はなお有効に存続するものとします。

第 33 条（個人情報の取り扱い）

利用者は、当社が、本サービスの遂行のため利用者より提供を受けた営業上その他業務上の情報における個人情報を収集および利用し、または[第 19 条（再委託）](#)に基づく再委託先に本サービスの範囲内で必要となる個人情報を利用させることに同意するものとします。

2 利用者は、当社または前項に定める再委託先が、個人情報について、次の各号に定める目的に利用することを同意するものとし、本人との間で必要となる手続を実施するものとします。

(1) 本サービスの運営のためおよび本サービスの運営にあたり再委託先に委託した業務を実施するため。なお、本サービスの運営には、アプリ使用者がアクティビティモニタリングアプリを使用開始するための設定および管理者向け機能使用者が管理者向け Web 画面を使用開始するための設定を含みます。

(2) 本サービス用設備その他の本サービスに関連する設備またはシステム等の開発、運用、維持、改善、管理のため

(3) 本サービスまたはこれに関連する申込、社内審査、承諾、拒否、請求、案内もしくは連絡等の実施、または問合せ対応のため

(4) 本サービスまたはこれに関連する商品、設備、システム等に関するアンケート、市場調査の実施のため

3 当社は、利用者の同意を得た場合、前項の利用目的と相当な関連性を有すると合理的に認められる範囲内において利用目的を変更することができるものとします。この場合、利用者が本人との間で必要な手続を実施するものとします。

4 当社は、第 2 項の目的を達成するため、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令、ならびにこれらに関するガイドラインおよび「個人情報保護マネジメントシステム要求事項（JIS Q 15001）」を遵守するものとします。なお、第 2 項の利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 16 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、利用者が本人の同意を得るものとします。

5 個人情報の取り扱いについては、[前条（秘密情報の取り扱い）](#) 第 3 項から第 9 項の定めを準用するものとします。

第 8 章 損害賠償等

第 34 条 (損害賠償の制限)

債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、[第 22 条 \(利用料金等の請求および支払\)](#) に定める利用不能 ([第 10 条 \(本サービスの提供の一時的な中断\)](#) または [第 11 条 \(本サービスの提供停止\)](#) の定めに基づき本サービスの全部または一部の利用を中断もしくは停止する場合を除きます。) またはその他本サービスの利用に起因しもしくは関連して当社が利用者または第三者に対して負う損害賠償責任は、当社の責めに帰すべき事由を直接の原因として利用者または第三者に現実発生した通常の損害に関する金銭賠償請求に限定されるものとし、特別損害、間接損害および逸失利益等については免責されるものとします。なお、秘密情報の取り扱いに関する損害賠償の定めは、[第 32 条 \(秘密情報の取り扱い\)](#) 第 8 項および第 9 項に定めるとおりとします。

2 前項に定める損害賠償の累計総額は、次の各号に定める算出方法により (小数点以下切捨) 算出した額を上限とします。

(1) 損害が発生した月が、サービス利用開始日から 6 ヶ月が経過している場合、損害が発生した月の前月から起算して過去 6 ヶ月間の利用料金の平均月額利用料金相当額 (1 ヶ月分)

(2) 損害が発生した月が、次号を除くサービス利用開始日から 6 ヶ月が経過する日以前の都合、損害が発生した月の前月からサービス利用開始日の属する月までの期間の利用料金の平均月額利用料金相当額 (1 ヶ月分)

(3) 損害が発生した月が、サービス利用開始日の属する月である場合は、サービス利用開始日の属する月の月額利用料金相当額 (1 ヶ月分)

3. 前各項にかかわらず、損害が発生した時が、導入期間である場合には、当社はいかなる賠償責任も負わないものとします。

4 利用者の当社に対する損害賠償請求は、利用者による対応措置が必要な場合に、利用者が[第 31 条 \(本サービス用設備等の障害等\)](#) 第 4 項等に従い対応措置を実施したときに限り、実施することができるものとします。

5 利用者の当社に対する損害賠償請求権は、利用不能であることを利用者が知った日または本サービスの利用に起因しもしくは関連して損害が発生したことを利用者が知った日から起算して 3 ヶ月を経過してもなお行使されない場合には、消滅するものとします。

6 本サービスに関連して発生した利用者または第三者の損害に関する当社の責任は、サービス利用契約に別段の定めがある場合を除き、本条に定めるものがすべてとします。

7 利用者は、本サービスを構成するシステム開発企業に対し、請求原因の如何を問わず、本サービスに起因する損害賠償等の請求を含め、一切の責任追及を行なわないものとします。

第 9 章 雑則

第 35 条 (保証)

当社は、本サービスについて、当該サービス提供時点において有効な別紙 1「アクティビ

ティモニタリングサービス仕様書」または当社が別途提示する各種マニュアルに記載される内容に従って提供されるものであることを保証します。ただし、各種マニュアルに記載される内容は、当該サービスの提供時点において当社が提供可能な内容となっており、現に提供されている本サービスとの間に差異がある場合の取り扱いは、[第 16 条 \(本サービスの内容\)](#) 第 3 項に定めるとおりとします。

2 前項の定めにかかわらず、当社は、明示または黙示を問わず、本サービスについて、その商品性、正確性、特定目的への適合性、その提供の状態、アクセスの可能性、利用の状態、継続的な提供、内容・性質もしくは得られる情報等が利用者の希望を満たすこと、提供にあたって障害が一度も生じないこと、本サービスに発見された障害が必ず修正されること、本サービスから得られる情報等が常に正確なものであること、本サービスに関連する設備もしくはデータ（本サービス用設備、各種データを含みますが、これらに限りません。）が常に破損しないことおよび別紙 1「アクティビティモニタリングサービス仕様書」もしくは当社が別途提示する各種マニュアル記載の内容から本サービスが将来において変わらないこと、について、必ずしも保証するものではありません。

3 本条の定めは、本サービスについての保証のすべてを定めたもので、その他、本サービスに関するすべての明示または黙示の保証責任を負うものではありません。

第 36 条 (免責)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず一切の義務および責任を負担せず、次の各号に定める事由に起因しまたは関連して利用者に生じた不利益または損害については、その請求原因を問わず、賠償をしないものとします。

- (1) 利用者が本約款の定めに違反した場合
- (2) 利用者が禁止事項等に違反した場合
- (3) 利用者設備に障害がある場合
- (4) 利用者設備と本サービスの間で生ずる特殊な不具合（一般に相性の悪さと呼ばれるもの）により、障害が発生した場合
- (5) 利用者における独自の仕様またはルールに起因する事象により障害が発生した場合
- (6) 利用者が、当社が別途利用者に対して説明した、本サービスの手順・セキュリティ手段等を遵守せず、または免責事項・制限事項・注意事項等に該当したために障害が発生した場合
- (7) 利用者が誤操作をした場合
- (8) 利用者が第三者の知的財産権を侵害した場合
- (9) 前各号の他（前各号の場合は利用者の責めに帰すべき事由がない場合を含みます。）、利用者の責めに帰すべき事由がある場合
- (10) [第 10 条 \(本サービスの提供の一時的な中断\)](#) または [第 11 条 \(本サービスの提供停止\)](#) によって、本サービスの利用が中断または停止していた間に利用者に生じた事態による場

合

(11)利用者から申告があったものの当社では再現できない事象または障害による場合

(12)電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合、または電力会社による電力供給の停止、不安定等の社会基盤の不良、不具合等がある場合

(13)本サービス用設備からの応答時間等ネットワークの性能値に起因する場合

(14)再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失等の帰責事由がない場合

(15)本サービス用設備以外に起因する障害の場合

(16)本サービス用設備のうち、当社の製造、設定等に係らないハードウェアまたはソフトウェア（OS、ミドルウェア等）に起因する障害の場合

(17)利用者、または利用者の依頼により設定等が実施された各種情報等に起因して発生した損害

(18)善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない、本サービス用設備への第三者による不正アクセス、不正アタック、通信経路上での傍受または不正な改変の場合

(19)当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入に起因する場合

(20)第三者の不法行為または債務不履行の場合

(21)法令に基づく処分、裁判所の命令の場合

(22)天災地変（雷、地震、竜巻、台風、豪雨、洪水、爆発を含みますがこれらに限りません。）、戦争、クーデター、テロリズム、内乱、反乱、騒乱、暴動、疫病、火災、政府の規制、裁判所の命令、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、交通事故等の不可抗力

(23)本サービスの最新バージョンを使用しておらず、最新バージョンを使用していれば防止できた損害である場合。

(24)その他、当社の責めに帰さない事由による場合

2 利用者が本サービスを利用することにより、第三者との間で生じた紛争等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

3 利用者とアプリ使用者および管理者向け機能使用者との間で生じた紛争等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 37 条（知的財産権）

本サービスにおいて当社が利用者に提供する一切の提供物に関する著作権、特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社または原権利者に帰属するものとします。

第 38 条（権利義務譲渡の禁止）

利用者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、サービス利用契約上の地位、サービス利用契約に基づく権利または義務の全部または一部を他に譲渡したり、貸与したり、

承継させたり、または担保に供してはならないものとします。

第 39 条（権利の帰属）

本約款およびそれらに基づいて利用者と当社との間で有効となった契約または特約に明示的に定められているものを除き、当社は、本サービスについて、なんらの権利も利用者に対し許諾または譲渡するものではありません。

第 40 条（反社会勢力の排除）

利用者及び当社は、次の各号に定める事項に該当しないことを保証します。

(1) 自己及び自己の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が反社会的勢力（平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）であること、又は、反社会的勢力であったこと。

(2) 自己及び自己の役員等が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用して認められること。

(3) 自己及び自己の役員等が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力していると認められること。

(4) 自己及び自己の役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(5) 自己及び自己の役員等が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損し、又は、相手方の業務を妨害すること。

2 利用者及び当社は、前項各号に該当する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。

3 当社は、本業務を再委託する契約等（以下「再委託契約等」という。）の相手方又はその役員等が第 1 項各号に該当することが判明した場合には、直ちに利用者へ通知するとともに、速やかに再委託契約等の解除その他必要な措置を取らなければならない。

2 当社は、利用者が、次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず直ちにサービス利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

(1) 前項に違反したとき

(2) 利用者が次に掲げる行為をしたとき

① 当社に対する暴力的な要求行為

② 当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 当社に対する脅迫的言辞または暴力的行為

④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業

務を妨害する行為

⑤その他①から④に準ずる行為

3 当社は、前項の定めによりサービス利用契約の全部または一部を解約した場合、利用者に損害が生じても、これを賠償する責めを負わないものとします。

4 第2項の定めによりサービス利用契約の全部または一部を解約した場合、利用者は、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当社から通知催告がなくとも、また、当社からサービス利用契約の全部または一部の解約がなされない場合でも、当然に期限の利益を喪失し、直ちに一括して弁済しなければならないものとします。

第41条（見出し）

本約款の各条文の見出しは、全く便宜のために記載されたものであり、サービス利用契約の解釈に使用されないものとします。

第42条（合意管轄）

利用者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって合意による第一審の専属管轄裁判所とします。

第43条（準拠法）

サービス利用契約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第44条（協議等）

本約款およびサービス利用契約に定めのない事項および定められた項目について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議のうえ解決することとします。

2 本約款およびサービス利用契約のいずれかの部分が無効または違法となった場合でも、係る無効または違法となった部分については、いかなる意味でも本約款およびサービス利用契約に定める他の条項に影響せず、有効性を損なわず、および無効にしないものとし、本約款およびサービス利用契約の他の条項は全面的に有効とするものとします。

第45条（存続条項）

[第7条（利用者からの通知）](#)、[第9条（ユーザーIDおよびパスワード）](#)、[第20条（本サービスの料金プラン）](#)、[第21条（本サービスの利用料金および算定方法等）](#)、[第22条（利用料金等の請求および支払）](#)、[第24条（遅延利息）](#)、[第28条（禁止事項）](#)、[第33条（個人情報の取り扱い）](#)、[第34条（損害賠償の制限）](#)、[第35条（保証）](#)、[第36条（免責）](#)、[第37条（知的財産権）](#)、[第38条（権利義務譲渡の禁止）](#)、[第39条（権利の帰属）](#)、[第40条（反社会勢力の排除）](#)、[第41条（見出し）](#)、[第42条（合意管轄）](#)、[第43条（準拠法）](#)、および[第44条（協議等）](#)の定めは、サービス利用契約の終了の日以降も有効に存続するものとします。

制定 2024年1月31日

履歴

版数	制定日
第1.0版	2022年 5月26日
第2.0版	2024年 1月31日